

令和元年度から適用される主な税制改正

税制改正により、令和元年度から実施される個人住民税の主な変更内容についてお知らせします。

配偶者控除および配偶者特別控除の改正

改正適用時期

平成 30 年 1 月以降の所得に適用されます。住民税の適用は令和元年度課税からです。

改正内容

- 配偶者控除について納税義務者の合計所得が 900 万円を超えると控除額が減少し、1,000 万円を超える場合は適用できません。
- 配偶者特別控除について、配偶者の合計所得の上限が 123 万円まで拡大され、控除額が変更になります。また、納税義務者の合計所得が 900 万円を超えると控除額が減少し、1,000 万円を超える場合はこれまで通り適用できません。

注意事項

- 夫と妻の両方が配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- 配偶者特別控除の適用できる所得金額は拡大されますが、配偶者控除の適用できる金額は従来通り合計所得 38 万円から変更はありません。住民税の非課税判定には含まれません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、合計所得 38 万円を超えるため障害者扶養控除の適用は受けられません。
- 配偶者以外の親族に関する扶養控除についての変更はありません。

配偶者控除の控除額一覧(令和元年度以降)

配偶者の年齢	納税義務者の合計所得		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
70歳未満	33万円	22万円	11万円
70歳以上	38万円	26万円	13万円

※配偶者の年齢は前年の12月31日現在の年齢になります。

配偶者特別控除の控除額一覧(令和元年度以降)

配偶者の合計 所得金額	納税義務者の合計所得		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円